

第3章 計画の基本目標

第3章 計画の基本目標

1. 基本理念

ひとり親家庭が社会の一員であり、その誰もが自らの力を發揮して、希望をもってしあわせな生活を送ることができる社会づくりを進めます。また、ひとり親家庭の親が仕事と家庭のバランスのとれた生活を送り、共に子どもを育むことのできるまちをめざします。

2. 基本目標

「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らし、
子育ての喜びが実感できるまち」

3. 基本的な姿勢

- きめ細やかな福祉サービスを提供し、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりを進めます。
- ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。
- ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため、社会に働きかけます。

(1) 市の役割

ひとり親家庭の誰もが本市で暮らしてよかったですと実感できるよう、支援を推進するとともに、民間企業や団体などの様々な主体の取り組みとのパートナーシップを構築し、きめ細やかな自立支援を推進します。

(2) 教育・養育機関の役割

教育・養育機関は子どもを持つひとり親家庭にとって最も近い存在であり、親子ともに接する機会が多くあります。その特性を活かし、市や地域と連携してひとり親家庭に密着した支援の主体としての役割を果たします。

(3) 当事者の役割

この計画の対象となる当事者は、自らの生き方に誇りを持ちながら、生活の自立と向上に努めます。また、ひとり親家庭の孤立化による問題の発生や拡大を防ぐためにも、当事者間の交流を深め、共に助け合う環境づくりを進めます。

(4) 企業・事業所の役割

企業・事業所においては、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」にも明記されているように、ひとり親家庭の母の雇用を進めることができます。また、子育て支援制度の導入や職場の雰囲気づくりをするなど職場環境を整備することで、仕事と家庭生活の両立ができるような支援も必要とされています。

(5) 市民・地域・市民活動団体の役割

ひとり親家庭が社会を構成する家族形態のひとつとして受け入れ、その親と子の人権を侵害することのないよう、ひとり親家庭の抱える課題を正確に理解し、協力していきます。

地域においても、ひとり親家庭が安心と喜びを持って暮らせるよう、温かく見守り、支援していきます。

社会福祉法人やNPOなどの様々な団体には、その設立目的やそれぞれの特性を活かし、行政とも連携・協働しながら、子育てや就業など様々な場面における支援を行うことが求められています。

4. 施策の基本的な方向

ひとり親家庭は一人で子育てや家事と仕事を両立させなければならず、経済的に自立するための就業支援とともに、子育てや生活面で様々な支援が求められています。ひとり親家庭の親と子が、安心して暮らすことができ、子どもの最善の利益が尊重されるよう、以下に掲げる6つの基本的な方向を設定し施策を推進していきます。

(1) 就業の支援

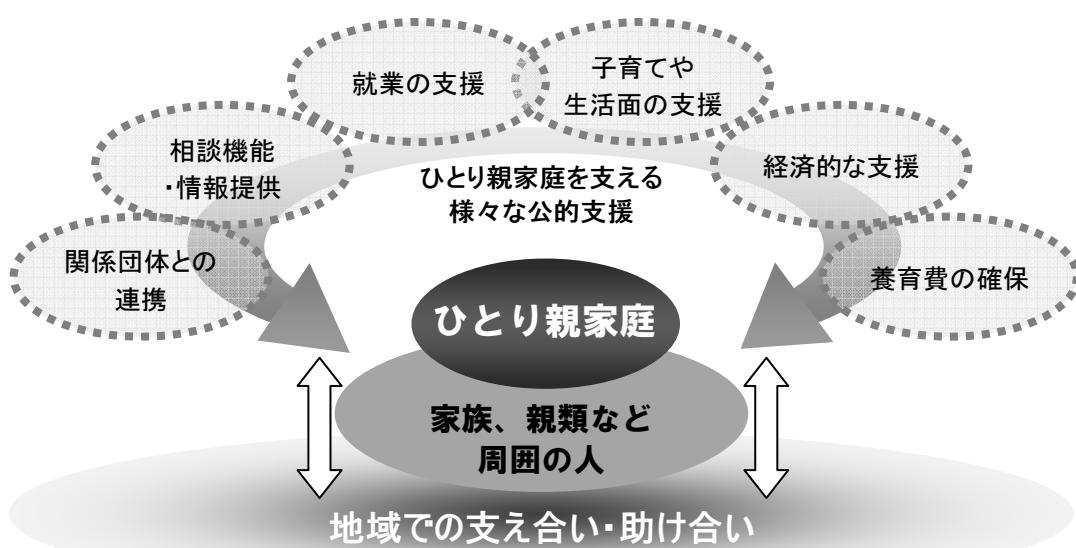
ひとり親家庭が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりに合わせたきめ細やかな支援を行います。また、就職が円滑に進むよう、関係団体等との連携強化・協力を促進し、就職情報の提供や雇用の促進についても検討を進め、就業面での支援体制を更に充実させます。

(2) 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭が安心して子育てができる、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援施策の充実や家事などの生活支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できる場や子どもの居場所の確保など、子どもへの支援の充実を図ります。

(3) 養育費確保の促進

ひとり親家庭の子どもが養育費を確保できるよう、専門家による相談体制を整えるとともに、養育費の支払いについては、親の責務であることの普及・啓発を行います。



(4) 経済的な支援

生活基盤や経済的基盤の安定を図るため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付などによる経済的支援を推進します。

(5) 相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭になる前後からのあらゆる相談に対応できるように相談体制の充実を図ります。また、支援制度・サービスを利用しやすくするために、積極的に情報提供を行います。

(6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化

母子寡婦福祉団体や関係機関との連携を強化するとともに、市民活動団体、民間企業などに対し、ひとり親家庭への理解と協力を求めるなど、相互の連携に努めながら施策を開展していきます。

5. 施策の実施に向けた視点

本市におけるひとり親家庭に関する今後の施策展開に向けては、アンケート調査結果や第一次計画の事業の実施状況等を踏まえ、次の3つの視点から各施策を横断的に実施していきます。

【1】ひとり親家庭の社会的な自立と生活の安定に向けて

ひとり親家庭の誰もが自立に向けて進んでいくよう、それぞれの家庭のニーズを十分に把握するための相談体制を整備するとともに、離別等の状態から生活のリズムが整うまでの、それぞれの段階に沿ったニーズに合わせて相談や支援サービスの提供を行い、各家庭が経済的、精神的に自立できるよう促します。

【2】子どもの健全育成に向けて

ひとり親家庭の子どもが十分な教育を受けることができ、将来の自立に向けた機会を確保するだけでなく、養育費など子どもの権利がしっかりと守られるよう、子どもの成長段階に合わせて適切な支援を展開していきます。

【3】公平な社会の実現に向けて

ひとり親家庭が生活を送る中で、その親が十分な就労機会を得ることができないなど、不当な差別を受けることがないよう、親子ともに社会に受け入れられ、幸せな生活を送ることができるよう、地域ぐるみの支援を促進します。

特に、父子家庭においては、これまで支援の手が届きづらかったこともあり、母子家庭、寡婦とともに十分な支援が得られるような情報提供を行います。